

緑の風 NEWS

JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2024年10月9日 No.38

事実の捏造を許すな！

八王子支社管内の駅で勤務しているAさんが面談の際、激高した管理者から突き飛ばされ、立ち上がれないように首元あたりを押さえつけられました。Aさんは、苦しさや恐怖のあまり、管理者を振り払いました。その約3ヵ月後、「管理者を突き飛ばし傷害を負わせた」という理由で出勤停止 20 日間の処分と出向が命じられました。(緑の風 NEWS No.9 参照)

9月27日、出向しているAさんは、八王子支社社員からパワハラを行った管理者が労災を申請したことに伴う「第三者行為災害報告書(8/9付の文書で8/30が提出期限)」の記載を求められました。報告書は労基署から委託された弁護士事務所から出され「提出期限までにご返信いただけなかった場合は、貴殿のご意見等は反映されず、相手方の意見をもとに本件災害の過失割合等が決定されることがある」と記載されていました。

■主なやりとり(9/27)

① 今書いて下さい

③ 駅で放置されてました
9/30まででいいですか⑤ 支社提出期限は
10/11とします

支社社員

Aさん

② 今は書けません
提出期限が過ぎている④ あと3日で書くのは
無理です

不明な点があったので、Aさんは労働基準監督署から労災の手続きを委託されている弁護士事務所へ電話

(事務所) 会社から8/26、9/12、9/30と3度にわたって

「書類の作成に時間を要している」と連絡があった。

—「駅で放置されていた」は嘘だったのか!?

(事務所) Aさんは退職して会社にはいないと聞いた。

*後日、再確認 (事務所) Aさんは退職し、転職していると聞いている。

—Aさんは退職したことになっていた!

何故事実を捏造するのか! 直ちに会社に調査を求めます!!

